

改正

令和5年3月28日要綱第21号

令和5年8月21日要綱第51号

蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱

蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱（平成21年蕨市要綱第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の財産を広告媒体として活用することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を有料で掲載し、又は掲出することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 広告媒体 市の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- （2） 広告掲載 広告を有料で掲載し、又は掲出することをいう。
- （3） 広告代理店等 広告を取り扱う事業者等をいう。

（広告の規格等）

第3条 市長は、広告の規格、掲載位置、掲載期間、広告掲載料、広告掲載を希望する事業者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集及び選定方法、広告代理店等の募集及び選定方法その他広告掲載に必要な事項を、広告媒体ごとに定めるものとする。

（広告掲載の範囲）

第4条 広告掲載することができる広告は、市民生活に関連するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1） 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- （2） 法令等の規定に違反するもの
- （3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業に該当するもの
- （4） 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- （5） 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- （6） その他市長が広告掲載することが適当でないと認めるもの

(広告掲載希望者の募集等)

第5条 広告掲載希望者の募集方法は、原則として公募とする。

2 広告掲載希望者の優先順位は、次の順序による。

- (1) 市民の日常生活に関連する公共的性格のある事業者で、市内に事業所を有するもの
- (2) 前号に定めるもの以外の事業者で市内に事業所を有するもの
- (3) 市内に事業所を有しない事業者

3 市長は、広告掲載希望者の数が募集の数に満たないときは、市長が適当と認める事業者に広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告代理店等による広告掲載希望者のあっせん等)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、広告代理店等に広告掲載希望者のあっせんその他広告掲載に係る事務（以下「あっせん等」という。）をさせることができる。

2 市長は、前項のあっせん等をさせるときは、その旨を公表するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、蕨市広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みを受けたときは、必要に応じて次条に定める蕨市広告審査委員会に意見を求め、当該広告の広告掲載の適否を決定し、蕨市広告掲載決定通知書（様式第2号）により、当該広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告審査委員会)

第9条 広告掲載を適正に実施するに当たり、必要な審査を行うため、蕨市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審査する。

- (1) 広告掲載の適否に関すること（広告代理店等が行う広告掲載の適否に関する事務を除く。）。)
- (2) 広告代理店等の募集及び選定方法に関すること。
- (3) その他広告掲載に関すること。

3 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

4 委員会に委員長を置き、総務部政策課長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその

職務を代理する。

7 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第10条 第8条の規定により広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、分割して納付することができる。

(広告内容等の修正)

第11条 市長は、広告の内容等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、広告主に対して当該広告の内容等の修正を求めるものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告主が前条の修正を行わないとき。
- (3) その他市長が特に広告掲載に支障があると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により取り消したときは、蕨市広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消されたものは、当該取消しに伴う損害の賠償を市に請求することができない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、蕨市広告掲載取下申出書（様式第4号）により、市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出の内容を審査の上、その適否を決定し、蕨市広告掲載取下決定通知書（様式第5号）により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 市長は、第10条の規定により納付された広告掲載料については、返還しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったとき又は広告掲載の取下げ

を認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(広告主の責任)

第15条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載に係る事務の処理)

第16条 広告掲載に係る事務は、広告媒体を主管する課の長（以下「所属長」という。）が処理するものとする。

2 所属長は、広告媒体として活用が可能なものについて広告掲載に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第9条第1項の規定により広告の掲載決定を受けているものは、この要綱による改正後の蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第8条の規定により広告掲載の決定を受けたものとみなす。

附 則 (令和5年3月28日要綱第21号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月21日要綱第51号)

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第8条まで、第9条（「安全安心推進課長」を「安全安心課長」に改める部分に限る。）、第11条から第18条まで、第28条（「政策企画室長」を「政策課長」に、「安全安心推進課長」を「安全安心課長」に改める部分に限る。）、第44条（「政策企画室長」を「政策課長」に、「まちづくり推進室長」を「まちづくり課長」に改める部分に限る。）及び第45条から第49条までの規定 令和5年10月2日

(2) (略)

別表（第9条関係）

秘書広報課長

総務部庶務課長

総務部政策課長

総務部財政課長

市民生活部商工観光課長

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

蕨市広告掲載申込書

蕨市長 あて

広告掲載希望者

事業所所在地

事業者及び代表者氏名

電話番号

FAX

蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告媒体の種類	
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告の内容	

添付書類 広告原稿、会社案内等

蕨市広告掲載決定通知書

様

蕨市長



広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

広告媒体の種類	
広告の内容	
決定区分	☐掲載します。 ☐掲載しません。 (理由)
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載料	円 (円× か月)
掲載料納付期限	年 月 日まで
その他	

年 月 日

蕨市広告掲載決定取消通知書

様

蕨市長



年 月 日付けで決定した広告掲載について、次のとおり決定を取り消しましたので通知します。

広告媒体の種類	
広告の内容	
決定取消日	年 月 日
取消理由	

蕨市広告掲載取下申出書

蕨市長 あて

広告主

事業所所在地

事業者及び代表者名

電話番号

F A X

年 月 日付けで決定した広告掲載について、掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

広告媒体の種類	
広告の内容	
取下希望日	年 月 日
取下理由	

蕨市広告掲載取下決定通知書

様

蕨市長 印

年 月 日付けで申出のあった広告掲載の取下げについて、次のとおり決定しましたので通知します。

広告媒体の種類	
広告の内容	
決定日	年 月 日
決定区分	☐ 取下げを認めます。 ☐ 取下げを認めません。 (理由)